

労災事故発生！！そのとき慌てないために～



<ケース1>

喫茶店のアルバイト先で自分の不注意で熱湯を（左手首辺りから手先にかけて）かぶってしまいました。病院に行く通院が必要で全治3～4カ月と言われました。その旨をバイト先のオーナーに伝え労災保険のことを聞くと急に怒りだし、「うちは労災に入っていない。飲食店に入っているところはほとんどない。今回のことは自分の責任だから」と言われ病院には労災保険を使わないと言ってくれと言われました。次の日からバイトに行きましたが水には全くつけられないのでゴム手袋をはめて洗い物をしています。広範囲に水ぶくれになってひどい痛みです。何をしても痛い状態で仕事のスピードも落ちていると思います。それでしばらく時給を下げると言われました・・・病院の先生には患部を動かさない方がよいから休んだ方がいいと言われていました。やけどをしたのは自分の責任ですがこのオーナーの対応は正しいですか？

<ケース2>

飲食店でアルバイトをしています。自宅から勤務先へ自転車で向かう途中で接触事故を起こしました。相手方はそのまま通り過ぎましたが、自分は顔面を強打して6針縫う怪我をしました。通勤途中の怪我ですので労災として補償されると思うのですが、勤務先には「雨の日の自転車事故は労災はおりない」と言われました。通勤中の労災の判定って勤務先のさじ加減でおりたりおりなかったりするのでしょうか。労基署に相談すべきか迷っています。



労災保険は被災した労働者やその家族の生活を守ります

(^)^ 労災保険に入っていれば・・・

業務や通勤によるケガや病気の治療費（病院での診療費、薬局でのくすり代）が無料です。

通院にかかった費用（バス代等）が支給されます。

療養のため欠勤する期間の賃金も補償されます（欠勤4日目より平均賃金の8割が補償されます）。

後遺障害が残った場合、障害の程度に応じて年金（または一時金）さらに一時金（最大342万円）が支払われます。

介護が必要な場合は介護費用（1か月の上限約10万円）が支給されます。

万一、死亡した場合も遺族に対して年金さらに一時金（300万円）+葬祭費用が支給されます。

後遺障害の際に支給される年金は平均賃金の1340日分を上限に一時金として前払いで受け取ることも可能です。

死亡の際に遺族に対して支給される年金は平均賃金の1000日分を上限に一時金として前払いで受け取ることも可能です。

退職した後も在職中の労災事故に対する補償を受けることができます。

一旦治癒した傷病が再発した場合も補償を受けることができます。

(-_-) このまま労災保険に入らないでいると・・・

労働基準監督署により強制的に加入手続きを進められます。同時に過去2年分の労災保険料と追徴金が徴収されます。

さらに保険料納付前に労災事故が発生した場合、労働者の療養に要した費用、療養のために働けない期間の賃金補償、障害年金、一時金、遺族に対する給付・・・これら保険給付要した費用の全部または一部が事業主から徴収されます。

※※※ 費用徴収の実例 ※※※

A商店では今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払いが負担になることから労災保険の手続きを行っていなかった。ところが先般、従業員B（日給10,000円）が労災事故が原因で死亡し、遺族に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

◎「故意」に労災加入していなかった場合：遺族補償一時金の額（10,000円×1,000日分）×100%

＝ 1000万円

◎「重大な過失」により労災加入していなかった場合：遺族補償一時金の額（10,000×1,000日分）×40%

＝ 400万円

(^)^ 経営者も守る労災保険・・・

労災事故はいつ発生するかわかりません。設備や安全管理に問題がなくても、たとえ労働者の不注意が原因であっても経営者の責任は免れません。その責任を国が肩代わりするのが労災保険です。労災の危険にさらされるのは労働者だけではありません。経営者もいつ何時労災事故にあうかもしれません。労災保険は労働者だけでなく経営者も加入することができます（特別加入制度）。







特別加入制度のお知らせ

～国が運営する事業主のための労災保険制度～

事業主が業務中または通勤途中で事故に遭った場合、労災保険の適用はありません。



-  労働者が被災した場合とほぼ同様の労災補償を事業主も受けられます。
-  国が運営する労災保険制度で確かな安心感
-  民間の上乗せ労災保険と比べて格安な保険料
-  全額損金扱い



【加入条件】

- 1 労働者を雇用していること
- 2 従業員数が小売業50人以下、卸売業サービス業100人以下であること
- 3 労働保険事務組合に事務を委託すること



【保険料】

設定金額	業種
20,000円	
18,000円	
16,000円	タクシー業 4.5/1000
14,000円	
12,000円	飲食業 3.5/1000
10,000円	
9,000円	保育園 3/1000
8,000円	
6,000円	美容院 3/1000
5,000円	その他一般 3/1000
4,000円	
3,500円	

× 365 一年間保険料



※保険料のほかに事務組合委託手数料がかかります。

【補償内容】

- 1 治療費・・・全額補償(自己負担なし)
- 2 休業補償・・・業務不能4日目より治癒するまで毎日設定金額の8割補償
※期間制限はありませんが症状が固定した場合は障害年金に移行します。
※1年6カ月後に傷病補償年金に該当した場合は移行します。
- 3 傷害補償・・・障害の程度に応じて一時金(設定金額の56日分～503日分支給)
または年金支給(設定金額の131日分/年～313日分/年)
- 4 死亡補償・・・遺族の人数に応じて一時金(設定金額の1000日分)
または年金支給(設定金額の153日分/年～245日分/年)